

## 火災予防分野における点検技術評価会議開催要綱

令和6年3月25日

一部改定 令和7年3月17日

### (目的)

第1条 本要綱は、火災予防分野における定期点検の点検方法において、デジタル技術等を活用した新たな点検技術（以下「新点検技術」という。）として申請された点検方法に対し、技術的観点から、その有効性について評価することを目的とする。

### (評価会議の活動)

第2条 消防庁予防課は、新点検技術に係る評価の申請（以下「申請」という。）があった場合には、学識経験者等から構成される「火災予防分野における点検技術評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催し、別に定める評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、当該新点検技術が従来の点検方法に代えることができるか、又は効率化、省人化等に寄与するかについて評価するものとする。

### (構成員)

第3条 消防庁予防課長は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等の中から、構成員の就任を依頼する。

- 2 構成員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、構成員本人の申し出に基づき任期の変更（短縮又は退任）ができるものとする。
- 4 構成員は、任期中、申請をすることができない。
- 5 特定の申請案件に関して利害関係を有する構成員は、当該案件については、審査できないものとする。
- 6 構成員は、評価会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (座長)

第4条 評価会議に座長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総務する。

### (評価会議の運営)

第5条 評価会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した場合又は代

理出席を立てた場合については、出席したものとみなす。

- 3 評価会議の議事（新点検技術の評価を除く。）は、出席した議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 新点検技術の評価については、評価指針に基づき決する。
- 5 評価会議においては、申請の内容説明及び委員からの質問に対する回答のため、申請内容を説明できる者の出席を求めることができる。

（情報公開）

第6条 新点検技術の評価結果については、原則公開する。ただし、公開することにより権利利益を害するおそれがあるものについては、非公開とする。

（事務局）

第7条 評価会議の事務は、消防庁予防課において処理する。